

平成30年4月12日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官
平成29年（行コ）第227号 不当労働行為救済命令取消請求控訴事件
（原審・大阪地方裁判所平成29年（行ウ）第5号）

口頭弁論終結日 平成30年2月13日

判決

控訴人（原告） 株式会社X
被控訴人（被告） 大阪府
同代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会
被控訴人補助参加人 Z1労働組合
関西地区生コン支部

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 大阪府労働委員会が、大阪府労働委員会平成27年（不）第24号事件について、平成28年12月12日付けでした命令をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

被控訴人補助参加人は、控訴人の従業員で定年退職となる被控訴人補助参加人の組合員に対し、著しく不利益な定年後再雇用に係る労働条件を提示し、従前どおりの労働条件での再雇用を求めた被控訴人補助参加人の要求を拒否して同組合員を再雇用しなかったこと及び同組合員の定年後再雇用に係る労働条件についての団体交渉申入れに応じなかったことがそれぞれ不当労働行為に当たるとして、大阪府労働委員会（以下「処分行政庁」という。）に対し、不当労働行為救済命令の申立てを行ったところ（大阪府労働委員会平成27年（不）第24号事件）、処分行政庁は、いずれも不当労働行為に当たるとして救済命令（以下「本件救済命令」という。）を発した。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、本件救済命令の取消しを求める事案であり、原審は、控訴人の請求をいずれも棄却したことから、これを不服とする控訴人が控訴した。

2 原判決の引用等

前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記3において、当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の2ないし4（原判決2頁15行目から11頁24行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する（以下の原判決の引用部分は、全て「事実及び理由」中のものであり、以下では、「事実及び理由」中のものである旨の記載を省略する。）。

- (1) 原判決4頁19行目の「別紙」を「原判決別紙」と改める。

- (2) 原判決 6 頁 7 行目の「にもかかわらず」を「しかし」と改める。
- (3) 原判決 7 頁 2 1 行目の「上記したような」を「上記(ア)の」と改める。

3 当審における控訴人の補充主張

(1) 就業規則の解釈について

一般に、定年退職後の再雇用は、一旦定年退職してから新たに雇用契約を締結することを意図したものであり、定年退職前の雇用条件を変更して再雇用条件を提示することを予定しており、定年退職前の雇用契約と再雇用後の雇用契約は切断されているため、不利益変更の問題は生じない。そして、平成 18 年 8 月 1 日変更後の控訴人の就業規則第 38 条第 1 項但書第 1 文では、該当者が「勤務の延長を希望した場合は 63 才まで再雇用する。」と規定し、「再雇用」との文言が用いられていることは、雇用契約を一旦終了させて、定年退職前の雇用条件と再雇用条件とを同一にしなくても不利益変更の問題が生じないようにするためであるから、控訴人は定年退職前の雇用条件と同一の再雇用条件を提示する義務を負わず、被用者は定年退職前の雇用条件と同一の条件で再雇用を希望する権利を有せず、被用者は、控訴人が提示した再雇用条件で勤務の延長を希望したときに限り、同条第 1 項但書第 1 文が適用されて、63 歳まで再雇用されることになる。

なお、平成 18 年 8 月 1 日変更後の控訴人の就業規則第 38 条第 1 項但書第 2 文では、「その後も本人が勤務の延長を希望した場合は、それまでの就業状況や健康などを勘案し、雇用条件を見直した上で 65 才まで再雇用することがある。」と規定されている。この第 2 文の文言と第 1 文の文言とを比較して、第 1 文は雇用条件を見直さずに再雇用する義務があると解することは、「再雇用」との文言を選択した趣旨が失われることになるので、そのように解することはできない。また、平成 18 年 8 月 1 日変更前の控訴人の就業規則の文言との対比により、就業規則の変更により、控訴人に同一雇用条件での再雇用義務が創設されたと解することも、「再雇用」との文言を選択した趣旨が失われることになるので、そのように解することもできない。

(2) A1 の健康状態について

控訴人が 3 月 21 日団体交渉において再雇用契約書を提示した時点で、以下のとおり、A1 は運転業務に従事させられない病状であったのであり、この病状を前提に再雇用条件を提示することは何ら不合理ではなく不当労働行為に当たらない。

ア A1 には、脳出血の既往症があり、実際に、同人は、平成 26 年 8 月 29 日に受診した健康診断（以下「本件健康診断」という。）の際、医師に対し、脳出血の事実を申告している。

イ 控訴人代表者は、本件健康診断の結果を医師に相談に行き、「勤務中に倒れる可能性がある」と指摘された。また、A1 の主治医である C1 医師は、A1 が危険な業務や重労働に従事することは困難であること

を示唆する上申書を提出している。さらに、同医師は、控訴人代理人の質問に対し、脳梗塞を起こして入院治療を受けた者が再び脳梗塞発作を起こす可能性は健常者に比べ著しく高く、主治医から診療経過を取り寄せたり、A 1 本人から病状を聞き取ったりせずに、本件健康診断の結果だけで「勤務中に倒れる可能性がある」と判断しても間違った判断とは言い切れず、本件のようなケースで定年後同条件で再雇用されることはないと思う旨回答している。

脳梗塞の発作のおそれの有無は不可逆的であり、脳梗塞の発作を起こした者が、その後、発作の可能性がなくなるということとはあり得ない。
ウ A 1 は、本件健康診断の後、精密検査の紹介状の交付を受けたにもかかわらず、精密検査を受けていない。

第 3 当裁判所の判断

1 原判決の引用等

当裁判所も、控訴人の本件請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記 2 のとおり、当審における控訴人の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の第 3 の 1 ないし 3 (原判決 1 1 頁 2 6 行目から 2 1 頁 1 7 行目まで) で認定説示するとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決 1 3 頁 4 行目の「(以下「本件健康診断」という。)」を「(本件健康診断)」と改める。
- (2) 原判決 1 5 頁 5 行目の「上記認定事実(11)」を「上記認定事実(13)」と、2 5 行目の「3 人」を「2 人」とそれぞれ改める。
- (3) 原判決 1 6 頁 1 3 行目の「想定され、A 1 に」を「想定されるにもかかわらず、控訴人は A 1 に」と改める。
- (4) 原判決 1 7 頁 1 9 行目から 2 0 行目の「原告」を「A 1」と改める。
- (5) 原判決 1 9 頁 9 行目の「上記 2 (1)」を「上記(1)」と改める。

2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 前記第 2 の 3 (1) の主張について

控訴人は、控訴人の就業規則において「再雇用」の文言が用いられていることを根拠に、控訴人は定年退職前の雇用条件と同一の再雇用条件を提示する義務を負わず、被用者は、控訴人が提示した再雇用条件で勤務の延長を希望したときに限り、6 3 歳まで再雇用されることになる旨主張する。

しかし、定年後の雇用に関する就業規則に「再雇用」の文言が用いられていることをもって、直ちに、控訴人が、無制限に定年退職後の再雇用条件を決定することができるものと解することはできず、当該就業規則の内容全般及び変更の有無、経緯、実際の運用状況を勘案して、当該就業規則の解釈を行う必要がある。そして、前記 1 において原判決を引用して認定説示したとおり(原判決第 3 の 2 (1) ア(ア))、平成 1 8 年 8 月 1 日変更後の控訴人の就業規則における定年後の雇用の定め(3 8 条)によれば、①従業員が希望すれば 6 3 歳まで再雇用する、②その後も当該従業員が希

望した場合は、それまでの就業状況や健康などを勘案し、雇用条件を見直した上で65歳まで再雇用することができることとされていること、平成18年8月1日変更前の控訴人の就業規則における定年後再雇用の規定には、上記①に当たる記述はなく、従業員が希望した場合は、それまでの就業状況や健康などを勘案し、雇用条件を見直した上で65歳まで再雇用することがあるとのみ規定されていたこと、控訴人は、C2との間でその定年退職日である平成26年3月31日以降も労働条件を変更することなく雇用していたことに鑑みれば、平成18年8月1日変更後の控訴人の就業規則は、63歳までは、「それまでの就業状況や健康などを勘案し、雇用条件を見直」すことなく再雇用する旨規定するものであると認めるのが相当である。

したがって、控訴人の主張は採用することができない。

(2) 前記第2の3(2)の主張について

ア 本件健康診断の結果の「問診からお伺いした事」「病気について」の欄に、「現在；脳梗塞・脳出血 高血圧 糖尿病 胃潰瘍」と記載され（前記1において引用した原判決第3の1(10)）、控訴人の平成27年3月31日付けの回答にも、「それに加え、脳出血と糖尿病も患っており」と記載されている。

しかし、A1は、脳出血は患っていないと供述しており、A1が脳出血も患っていることを医学的に裏付ける証拠も全くないのであって、仮に控訴人代表者が本件健康診断の結果を見せたとする2人の医師が本件健康診断の結果を踏まえて控訴人主張のとおり判断したのだとしても、脳出血を患っていることを判断の前提とすることはできない。

イ(ア) A1の主治医であるC1医師は、A1につき、糖尿病・高血圧にて通院中であるが経過良好、就労可能との記載のある平成27年3月9日付けの診断書を作成しているが、他方、同診断書につき、危険な業務及び重労働は想定していない旨の記載のある平成29年2月24日付けの上申書を作成している。

しかし、A1は、脳梗塞に罹患した後も、職場復帰して、ミキサー車運転手として稼働してきたものである上（前記1で引用した原判決第3の1(7),(8),(9)）、ミキサー車運転が、危険業務及び重労働に当たるとも断定しがたいというべきである。

イ(イ) また、C1医師は、控訴人代理人の質問に対し、脳梗塞を起こして入院治療を受けた者が再び脳梗塞発作を起こす可能性は健常者に比べ著しく高く、主治医から診療経過を取り寄せたり、A1本人から病状を聞き取ったりせずに、本件健康診断の結果だけで「勤務中に倒れる可能性がある」と判断しても間違った判断とはい切れず、本件のようなケースで定年後同条件で再雇用されることはないと思う旨回答している。

しかし、上記(ア)のとおり、A1は、脳梗塞に罹患した後も、職場復

帰して、ミキサー車運転手として稼働してきたものであり、前記１において原判決を補正の上引用して認定説示したとおり（補正後の原判決第３の２(1)ア(イ) a）、そもそも、A１の脳梗塞、高血圧あるいは糖尿病について、主治医から診療経過を取り寄せるか、少なくともA１本人から現在の病状について聞き取りを行わなければ、「勤務中に倒れる可能性がある」かどうかの正確な判断は困難であるというべきである。また、A１が本件健康診断後に精密検査の紹介状の交付を受けたにもかかわらず、自主的に自身の健康管理のため精密検査を受けていなかったとしても、本件健康診断は定年後再雇用の時期から半年以上も前の平成２６年８月２９日に実施されたものであり（前記１において引用した原判決第３の１(10)）、定年後再雇用に当たっては、本件健康診断後の体調の推移も踏まえる必要があることから、前記１において原判決を補正の上引用して認定説示したとおり（補正後の原判決第３の２(1)ア(イ) a）、控訴人は、A１に対し、医師の診断を受けるよう指示し、その結果を踏まえて検討すべきであったにもかかわらず、このような指示も行っていない。これらの点に鑑みると、仮に控訴人代表者が本件健康診断の結果を見せたとする２人の医師が本件健康診断の結果を踏まえて控訴人主張のとおり判断したのだとしても、単に本件健康診断の結果をもってなされた上記の医師の判断に基づいてA１の再雇用の適否を判断することが適切であるとは認められない。

ウ　したがって、控訴人の主張は採用することができない。

３　結論

以上の次第で、本件救済命令は適法であり、控訴人の本件請求はいずれも理由がないから棄却すべきである。

よって、原判決は、相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第５民事部